

様式3

随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	小中学校図書館用図書購入	
	業務概要	市内小中学校の図書館に不足している図書を購入する。	
	契約金額	金895,048円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年7月5日	
	契約期間	令和4年7月5日 ~ 令和4年8月31日	
	契約の相手	館山市正木1203番地の8 (有)鈴木商店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
再販制度により市場価格が一定しており、競争入札に付する価格競争上の有意性がないため、市内の指名参加業者のうち一般書籍の取り扱いのある上記業者と契約を行う。			

様式3

随意契約理由書

担当課

こども課

契約内容	契約件名	公立園コロナ感染予防用ゴーグル購入	
	業務概要	館山市公立保育園・認定こども園・幼稚園で働く職員の新型コロナウイルス感染予防用ゴーグル購入	
	契約金額	金440,220円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年8月1日	
	契約期間	令和4年8月1日 ~ 令和4年8月31日	
	契約の相手	館山市正木1203番地の8 有限会社 鈴木商店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【3者以上見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
オミクロン株の流行に伴い、大至急公立園における保育士等の感染を防ぎ、保育行政の停滞を招かぬよう予防する必要がある。そこで、担当課により、取扱いのある市内業者3社による見積合せを行い、最低価格を提示した（有）鈴木商店と随意契約を締結をする。			

様式3

随意契約理由書

担当課

高齢者福祉課

契約内容	契約件名	館山市公用自動車借上げ			
	業務概要	館山市公用自動車借上げ			
	契約金額	金352,800円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年8月2日			
	契約期間	令和4年10月1日 ~ 令和5年9月30日			
	契約の相手	東京都港区西新橋一丁目3番1号 三菱HCキャピタルオートリース株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
現在車両をリースしているが、現状走行距離等から今後とも使用可能であり、引き続き同一車両を再リースの方が新規車両を1年間リースするよりも低価格で借り上げられるため。					

様式3

随意契約理由書

担当課

高齢者福祉課

契約内容	契約件名	市内共通商品券購入（単価契約）	
	業務概要	健康維持への意識付けや生きがいづくりの一助として、高齢者の長寿を祝する「敬老祝金」を贈呈するため、館山市商業協同組合発行の市内共通商品券を購入する。	
	契約金額	金350,000円（1件あたりの単価 10,000円）（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年9月1日	
	契約期間	令和4年9月1日 ~ 令和4年10月31日	
	契約の相手	館山市八幡821-7 館山市商業協同組合	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
敬老祝金として市内共通商品券を贈呈しているが、館山市商業協同組合のみが市内共通商品券を発行する機関のため、同協同組合と契約を締結する。			

様式3

随意契約理由書

担当課

管財契約課

契約内容	契約件名	公用自動車購入（軽乗用車1台）			
	業務概要	中古の軽乗用車1台を購入する。			
	契約金額	金540,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和4年8月22日			
	契約期間	令和4年8月22日 ~ 令和4年9月30日			
	契約の相手	千葉県稲毛区長沼町333番地3 株式会社 千葉マツダ			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>総務事務センターは、庁舎・教育施設等の営繕業務を集約化し、市管理車両を使用しながら効率的に維持補修を行っている。</p> <p>令和4年8月当初に総務事務センターで使用している軽箱バン（車両 3483 平成8年度登録 176,923km走行）が故障（エンジン他）し、修理業者に確認したところ、30万以上は掛かることから、廃車はやむを得ないとの結論となった。</p> <p>総務事務センターでは日常的に当該車両を使用していることから、早急に代替車を確保する必要があった。新車について検討したが、現在の世界情勢から納車時期に見通しが立たないことから、比較的安価で購入しやすい軽乗用車を1台中古で購入後、他の公用車と入替により総務事務センター使用車両に軽箱バンを配置することとした。</p> <p>なお当該車両は、店頭で販売されている特定物であるため、競争に適さないものである。</p>					

様式3

随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	冬芝管理用機械借上げ	
	業務概要	出野尾多目的広場の芝生を夏芝から冬芝へ切替作業等のため管理用機械等の借上げを行う。	
	契約金額	金1,114,300円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年9月16日	
	契約期間	令和4年10月1日 ~ 令和4年11月18日	
	契約の相手	館山市安布里742 有限会社 長谷川商店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
出野尾多目的広場の夏芝から冬芝への切替作業に用いる機械は芝管理専用の機械であり、作業は専門的な技術が必要なため、オペレーター付きで借上げる。業者選定にあたっては、市内では、この業務における機械の借上げが可能なのが本業者のみである。また、市内業者から借上げることにより、借上機械の使用中的故障等のトラブルに速やかに対応することができる。また、市内の機械貸出業者や農業機械取扱業者の中で、本作業に関して過去の実績があり、機械及び作業内容を熟知し、修理や作業上のトラブル等速やかに対応できる上記業者が最も適していると判断したため。			

様式3

随意契約理由書

担当課

図書館

契約内容	契約件名	電子書籍購入	
	業務概要	電子図書館に所蔵するため、電子書籍の購入を行う。	
	契約金額	金1,535,414円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年9月30日	
	契約期間	令和4年9月30日 ~ 令和4年10月7日	
	契約の相手	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 株式会社メディアドゥ	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
館山市の電子図書館は、株式会社メディアドゥの電子図書館システムを使用しており、本システムで使用する電子書籍は、同社以外からは購入できないため。			

様式3

随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	授業目的公衆送信に関する著作物利用契約	
	業務概要	ICT教育推進のため、著作物利用の円滑化と著作権の保護を図るため、著作権法により補償金を一括支払すると、著作物を無許諾利用できる範囲を拡大した制度を利用するもの。	
	契約金額	金409,266円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和4年4月1日	
	契約期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	
	契約の相手	東京都千代田区永田町2丁目4番3号永田町ビル6階 一般社団法人授業目的公衆送信保証金等管理協会	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>当該事業者は、著作権法第104条の11により、全国を通じて一個に限り文化庁長官が指定するものとされている。</p> <p>補償金の額は、著作権法第104条の13により、文化庁長官の認可を受ける必要があるとされており、当該事業者が定めた規程では、各小中学校における通常学級・特別支援学級に在籍する児童生徒数により算出される。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	資材購入(固定式グレーチング蓋)	
	業務概要	固定式グレーチング蓋 一式 横断側溝用(400用 T-25ポルト固定 L945 普通目) N=1組 横断側溝用(400用 T-25ポルト固定 L995 普通目) N=5組 無収縮グラウト(8kg/袋) N=24袋 バックアップセメント(1.3kg/袋) N=18袋	
	契約金額	金530,640円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和4年9月16日	
	契約期間	令和4年9月16日 ~ 令和4年10月14日	
	契約の相手	館山市北条1272番地 館山コンクリート株式会社	
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>市道2096号線の横断側溝蓋(グレーチング蓋)が変形により跳ね上がる事案が発生し、大変危険な状況となっている。現場は大型車両も通行する市道で交通量も多く、早急に現場対応する必要性が生じた。そのため、現場状況に合わせた資材を購入するものとし、早期の納入が可能であることから館山コンクリート(株)随意契約を締結するものである。</p>			